海上労働遵守措置認定書　第Ⅱ部 Declaration of Maritime Labour Compliance Part Ⅱ 検査から次の検査までの間において継続的な遵守を確保するためにとる措置 Measures adopted to ensure ongoing compliance between inspections	海上労働遵守措置認定書　第Ⅱ部 Declaration of Maritime Labour Compliance Part Ⅱ 検査から次の検査までの間において継続的な遵守を確保するためにとる措置 Measures adopted to ensure ongoing compliance between inspections
（略）	（略）
（第Ⅰ部の各項目の遵守を確保するためにとることとした措置を次の1から16までに記載すること。） （State below the measures drawn up to ensure compliance with each of the items in Part Ⅰ.）	（第Ⅰ部の各項目の遵守を確保するためにとることとした措置を次の1から14までに記載すること。） （State below the measures drawn up to ensure compliance with each of the items in Part Ⅰ.）
1～14　（略）	1～14　（略）
15. 送還のための金銭上の保証（第2.5規則） Financial security for repatriation (Regulation 2.5)	（新設）
16. 船舶所有者の責任に関する金銭上の保証（第4.2規則） Financial security relating to shipowners' liability (Regulation 4.2)	（新設）
（略）	（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、海上運送法及び船員法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十九年十月一日）から施行する。ただし、第七条の改正規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（改正法附則第三条第一項に規定する検査）

第二条　改正後の海上運送法施行規則第三十六条の二及び第三十六条の三の規定は、改正法附則第三条第一項に規定する検査について準用する。

（手数料）

第三条　改正法附則第三条第七項の国土交通省令で定める手数料の額は、千三百五十円とする。

（証票等に関する経過措置）

第四条　この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の海上運送法施行規則第四号様式による証票及び同令第十三号様式による証票並びに第五条の規定による改正前の海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令第五号様式による証票は、それぞれ第一条の規定による改正後の海上運送法施行規則第四号様式による証票及び同令第十三号様式による証票並びに第五条の規定による改正後の海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令第五号様式による証票とみなす。

第五条　第七条の規定による改正前の船員の労働条件等の検査等に関する規則第八号様式による海上労働遵守措置認定書は、その有効期間内に限り、同条の改正規定の施行後も、なおその効力を有するものとする。

（低引火点燃料船に関する経過措置）

第六条　船舶機関規則等の一部を改正する省令（平成二十八年国土交通省令第八十八号）附則第二条第一項の船舶（以下「現存船」という。）については、第二条の規定による改正後の船員法施行規則第七十七条の三第二項の低引火点燃料船に含まれないものとする。ただし、改正法の施行の日以降主要な変更又は改造を行う現存船については、当該変更又は改造後は、この限りでない。

2　現存船については、第二条の規定による改正後の船員法施行規則第十一条第二項第十五号の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正法の施行の日以降主要な変更又は改造を行う現存船については、当該変更又は改造後は、この限りでない。

（権限の委任）

第七条　改正法附則第三条第一項に規定する国土交通大臣の権限は、所轄地方運輸局長等（船舶が本邦にある場合にあっては当該船舶の所在地を管轄する地方運輸局又は特定運輸支局等（運輸支局（地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）別表第二第一号に掲げる運輸支局（福岡運輸支局を除く。）を除く。）、同令別表第五第二号に掲げる海事事務所及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十二条第二項に規定する事務を分掌するものをいう。）の長をいい、船舶が本邦外にある場合にあっては関東運輸局長をいう。）が行うものとする。